

街路樹再整備方針

2026年2月 改定

神戸市

はじめに

- 街路樹再整備方針は、緑豊かな街路景観を守りながら、安全で快適な歩行空間を整備することを目的として、神戸市みどりの基本計画における「街路樹による緑豊かで風格のあるまちなみづくり」を進めるための基本的な考え方を示すものである。
- 2017（平成29）年4月に策定した本方針について、高温常態化や倒木の発生を踏まえ、街路樹の機能や安全性をより高めるとともに、維持管理を一層効率化するため、このたび見直しを行う。

街路樹の現状（2025（令和7）年4月時点）

高木 約**11**万本

低木帯 約**70**万㎡

※他に中木あり

（緩衝帯などに列植）

- 神戸市民100人当たりの街路樹本数は7.4本
- 他の大都市と比較すると高い水準



課題

- 植栽後40年以上が経過した街路樹が多く、大木化・老木化による倒木や枯枝落下などのリスクが増大している。
- 道路空間や周辺景観とのバランスが崩れ、車両や歩行者の通行や見通しの支障となるなど、安全面や管理面で問題が生じている。
- 高温常態化対策や都市ブランドの向上などの視点から、街路樹のニーズが増大している。
- 外観からは発見が困難な原因による倒木が発生している。

これらの課題を受け、

■ 「街路樹の適正化」

■ 「街路樹の高質化」

■ 「街路樹の安全対策」

に取り組む。



今後の取り組みの方針

街路樹の
適正化

まちなみと調和のとれた
健全な街路樹の整備

街路樹の
高質化

快適な空間と
高質な景観の創出

街路樹の
安全対策

市民の安全の確保

今後の取り組みの方針

街路樹の適正化

① 道路空間に合わせた高木の適正化

- (1) 大木化・老木化した樹木の撤去・更新
- (2) 沿道の緑と重複した樹木の撤去
- (3) 交通支障となっている高木の撤去
- (4) 過密化した樹木の撤去
- (5) 切株の撤去

② 道路空間に合わせた低木の適正化

- (1) 交通支障となっている低木の撤去
- (2) 植栽に適さない中央分離帯の樹木撤去

③ 雑草対策による道路景観の保全

- (1) 中央分離帯や歩道植樹帯の雑草対策
- (2) 舗装目地の雑草対策

街路樹の高質化

① 樹木の良い生育環境の創出

- (1) 樹木の良い生育環境の創出

② 高質な緑環境の創出

- (1) こうべ木陰プロジェクト
- (2) 都心三宮の緑の整備
- (3) 主要駅周辺の緑の高質化

③ 既存街路樹の良質な育成

- (1) 樹種や道路特性に応じた管理
- (2) シンボル路線の設定
- (3) 緑が必要な場所への補植
- (4) 包括管理委託の導入

街路樹の安全対策

① 倒木の防止

- (1) 樹木点検
- (2) 不健全木の撤去・更新

1 高木 | 道路空間に合わせた高木の適正化

(1) 大木化、老木化した樹木の撤去・更新

現状

- 街路樹の大木化・老木化が進行し、倒木や枯枝落下などのリスクが増大している。
- 根が肥大化して舗装を持ち上げ（根上がり）、通行の支障となっている。また、電線の巻き込みによる管理上の懸念が生じている。

実施内容

- 倒木の恐れのある樹木や根上がりした樹木について、優先度に応じて計画的に撤去・更新を進める。
- 道路改良や地域の要望などに合わせて、樹種の転換や樹木の撤去・更新を行う。
- 更新を行う際には、植樹桝の大きさを確保するとともに、十分な土壌改良を行う。



1 高木 | 道路空間に合わせた高木の適正化

(2) 沿道の緑と重複した樹木の撤去

現状

- 沿道に山林などの永続的な緑があり、街路樹の持つ環境保全や景観向上などの効果が低い場所がある。
- 市街化調整区域の街路樹撤去は概ね完了したが、市街化区域内においても同様の場所がある。

実施内容

- 歩道の通行量や並木の連続性などを考慮し、市街化区域内の街路樹としての効果が低い場所において撤去を進める。



1 高木 | 道路空間に合わせた高木の適正化

(3) 交通支障となっている高木の撤去

現状

- 樹木の成長に伴い、道路空間や周辺景観とのバランスが崩れ、通行障害や見通し障害など、安全面や管理面で問題が生じている。

実施内容

- 歩道幅員が2m未満の場合、順次撤去を進める。
- 植樹柵を除いた歩道の残幅員が2m未満の路線についても、必要に応じて撤去する。
- 交差点や横断歩道付近で見通しの支障となっている樹木を撤去する。



1 高木 | 道路空間に合わせた高木の適正化

(4) 過密化した樹木の撤去

現状

- 樹木が密集し、見通しや道路照明の妨げとなるなど、安全上の問題が生じている。
- 狭い間隔で植えられている場所があり、樹木の成長に伴い過密となっている。
※本市の基準では高木の植栽間隔は10m

実施内容

- 密集した樹木の間引きを行う。



1 高木 | 道路空間に合わせた高木の適正化

(5) 切株の撤去

現状

- 樹木伐採後、撤去の施工性の面から一定期間、切株を残置している。
- 切株からの萌芽や雑草の繁茂により、通行や見通しの障害、景観の悪化が生じている。



実施内容

- 切株の撤去を順次進める。
- 特に、狭い歩道や、横断歩道・交差点に近接し通行や見通しの障害となる場所、景観に配慮が必要な場所などについて、重点的に撤去と舗装を進める。



2 低木 | 道路空間に合わせた低木の適正化

(1) 交通支障となっている低木の撤去

現状

- 交差点付近に植栽された低木の成長により、通行上の見通しの妨げが生じている。
- 横断歩道付近（特に信号のない横断歩道付近）において、低木により通行上の見通しの妨げが生じている。

実施内容

- 剪定後の枝の伸長により、見通しの妨げが増大することから、横断歩道や交差点付近に植栽されている低木の撤去を進める。



2 低木 | 道路空間に合わせた低木の適正化

(2) 植栽に適さない中央分離帯の樹木撤去

現状

- 中央分離帯において、植樹帯の幅が狭く土壌が不足し、また、照り返しや乾燥などの影響で、樹木の生育に適さず、生育不良となっている場所がある。
- 周囲の環境から、修景効果が低い場所がある。



実施内容

- 中央分離帯の幅員が1.5m未満の場所においては、樹木の健全な生育が見込めないため撤去する。
- 沿道や歩道の緑と重複し修景効果が低い場所や、管理作業時の交通への影響が大きく、安全確保が難しい場所の樹木を撤去する。



3 雑草対策 | 雑草対策による道路景観の保全

(1) 中央分離帯や歩道植樹帯の雑草対策

現状

- 中央分離帯や歩道植樹帯において、雑草が繁茂し、通行上の見通しの支障や景観の悪化につながっている。
- 現状の除草作業（年2回程度）では、雑草の伸長に追いつかず、十分な雑草の除去ができていない。



実施内容

- 道路景観の保全のため、中央分離帯や歩道植樹帯において、コンクリート舗装や防草シート等の雑草対策を行う。
- 除草作業時の安全や道路交通への影響などの観点から、中央分離帯における雑草対策を重点的に行う。



3 雑草対策 | 雑草対策による道路景観の保全

(2) 舗装目地の雑草対策

現状

- 道路延長が膨大であることから、雑草の繁茂に対して対症療法的な対応となっている。
- 通行上の見通しの支障や景観の悪化などの問題が生じている。

実施内容

- 防草テープや目地材など、縁石の隙間や中央分離帯などの場所・形状にあわせて、適切な工法を組み合わせた雑草対策を行う。
- 新しく道路を整備する際には、雑草が生えにくい構造とするため、防草エプロンの使用を標準とする。



1

樹木の良い生育環境の創出

(1) 樹木の良い生育環境の創出

現状

- 神戸の土壌は養分の乏しい真砂土や、粘土質である神戸層群など、土壌条件が厳しく、生育不良となっている樹木がある。
- 夏季の高温により、樹木の生育環境が一層厳しくなっている。

実施内容

- 生育不良を起こしている樹木について、樹木の根が十分張れるよう、土壌改良や植樹柵の拡幅を行う。
- 新たに植栽する場合も、健全に生育するよう、植樹柵を大きく取り、十分な土壌改良を行う。



植樹柵の拡幅と土壌改良

(1) こうべ木陰プロジェクト

現状

- 高温常態化対策として、歩行者の多い都心部では、木陰を形成する樹木の充実が求められている。
- 既存の樹木も十分に緑陰を形成する必要がある。

実施内容

- 歩行者の滞留する交差点や、人通りの多い場所などに、新たな木陰を創出する。
- 既存の樹木については、植樹柵の拡幅や土壌改良を行い、生育を促進することで緑陰を拡大する。



植樹柵の拡幅と土壌改良

(2) 都心三宮の緑の整備

現状

- 「人」中心の魅力的な空間の創出を目指し、現在、都心・三宮の再整備を進めている。
- 神戸の玄関口にふさわしい高質な緑空間が求められる。

実施内容

- シンボル樹であるクスノキ列植を生かし、高質なシンボルロードを形成する。
- 都市の中で自然や四季の変化を感じられる植栽風景を創出する。
- 緑陰空間の増加、保水性舗装や雨水貯留基盤等のグリーンインフラの活用により、高温常態化対策を図る。
- 樹木のライトアップ等により、魅力的な夜間景観を演出する。



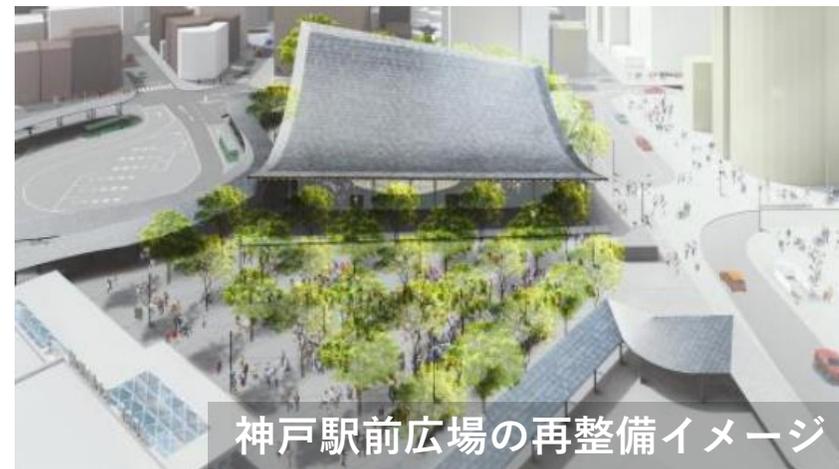
(3) 主要駅周辺の緑の高質化

現状

- まちの質・暮らしの質を一層高め、都市ブランドの向上と人口誘引につなげるため、駅周辺のリノベーションに取り組んでいる。
- まちの顔として「駅前空間」に高質な緑環境の創出が求められる。

実施内容

- 駅前空間の再整備に合わせ、駅ごとの特色を活かした、魅力ある緑豊かな空間を整備する。
- 緑陰空間の増加、保水性舗装等のグリーンインフラの活用により、暑熱対策を図る。



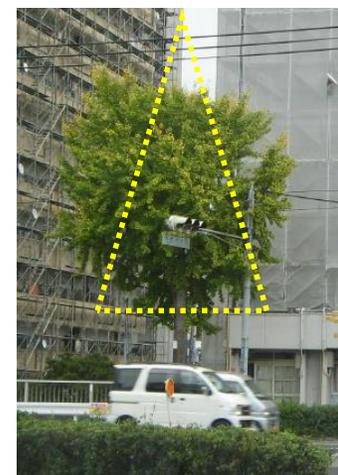
(1) 樹種や道路特性に応じた管理

現状

- 樹種に応じた適切な剪定管理が十分にできておらず、美しい樹形が維持されていない路線がある。
- 道路空間による制約により、統一された並木景観の形成が難しい。

実施内容

- 計画的な樹形再生や定期的な剪定など、適正な維持管理を行い、風格あるまちなみ景観を形成する。
- 路線ごとに目標樹形と育成方針を設定した上で剪定を行う。



樹形の乱れた樹木の再生

3

既存街路樹の良質な育成

(2) シンボル路線の設定

現状

- 都心部や観光地周辺において、良好な景観を形成し、親しみを持たれている路線においては、質の高い緑の管理が求められる。

実施内容

- シンボル路線を設定し、剪定作業に街路樹剪定士を配置するなど、質の高い緑の管理を行う。

【対象路線】

酒蔵の道（東灘区）

フラワーロード、磯上ロード（中央区）

兵庫津の道（兵庫区）

離宮道（須磨区） 等



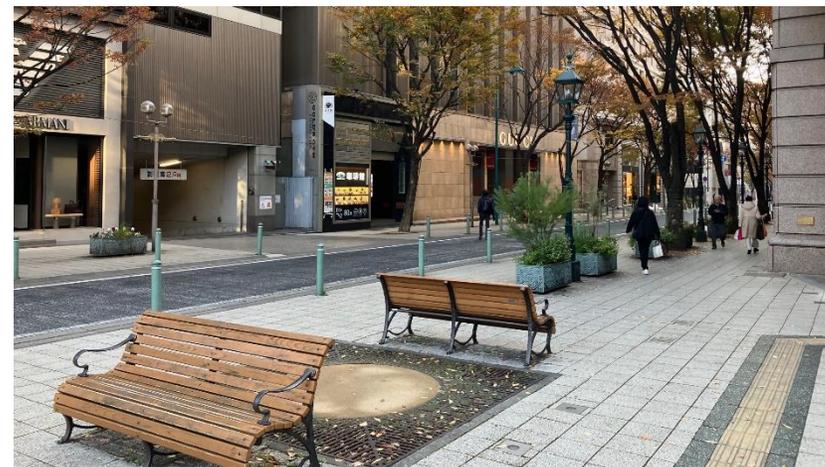
(3) 緑が必要な場所への補植

現状

- 病気や枯れたことにより樹木を撤去しているが、緑が少ない市街地などでは、補植により緑の充実を図る必要がある。

実施内容

- 周辺の環境に応じて、緑が必要な場所には補植を行う。
- 枯れた原因などに応じ、樹木が健全に生育できるように、植樹柵の拡幅や土壌の改良を行う。



3

既存街路樹の良質な育成

(4) 包括管理委託の導入

現状

- 従来の管理作業は単年度ごとの作業であるため、長期的な視点での街路樹管理が困難である。
- 高木剪定、低木剪定、草刈り等の街路樹管理に関連する作業が個別に行われるため、作業効率が悪い。

実施内容

- 街路樹管理に関連する作業をパッケージ化し、複数年継続して管理を行う「包括管理委託」を進め、維持管理の高質化と効率化を図る。



1

倒木の防止

(1) 樹木点検

現状

- 外観では判断が難しい内部の腐朽による倒木が発生している。
- 従来の外観点検に加え、樹木の専門家による点検を実施し、樹木の状態を適切に把握する必要がある。

実施内容

- 市内全域の街路樹（高木：約11万本）の点検を実施する。（外観点検、検査棒を用いた根元の腐朽確認、ぐらつきの確認 等）
- 今後、5年に1度の頻度により定期点検を実施する。



1

倒木の防止

(2) 不健全木の撤去・更新

現状

- 樹木点検の結果、倒木の危険性があると判断された樹木を撤去し、通行の安全を確保する必要がある。
- 生育環境が限られ、土壌が生育に適していないなどの理由で、生育不良となっている樹木がある。

実施内容

- 点検結果に基づき、緊急度の高い樹木については早急に撤去を行う。
- 現時点で撤去の必要がない樹木についても、剪定や継続的な観察など、適切な維持管理を行う。
- 更新を行う際は、路線の環境に適した樹種を選定するとともに、十分な土壌改良を行う。

